

第30号議案

八王子市市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例設定について

八王子市市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成29年2月24日

提出者 八王子市長 石森孝志

八王子市市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例

(八王子市市税賦課徵収条例の一部改正)

第1条 八王子市市税賦課徵収条例（昭和25年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(納税証明事項) 第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により、 種別割 を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により、 軽自動車税 を滞納している場合においてその旨とする。
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第10条 納税者又は特別徵収義務者は、第26条、第32条、第32条の2若しくは第32条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の4第1項（第33条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第34条第	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第10条 納税者又は特別徵収義務者は、第26条、第32条、第32条の2若しくは第32条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の4第1項（第33条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第34条第

1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第48条、**第60条の7第1項**、第63条第2項、第78条第1項若しくは第2項、第82条第2項、第107条第1項、第117条の6第3項又は第125条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) (略)

(2) **第60条の7第1項の申告書**、第78条第1項若しくは第2項の申告書、第107条第1項又は第125条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) **第60条の7第1項の申告書**、第78条第1項若しくは第2項の申告書、第107条第1項又は第125条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

（法人税割の税率）

第22条の3 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

（法人の市民税の課税の特例）

第22条の3の2 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第11条第1項の規定により法人税割額を課される個人に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額

1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第48条、第63条第2項、第78条第1項若しくは第2項、第82条第2項、第107条第1項、第117条の6第3項又は第125条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第78条第1項若しくは第2項の申告書、第107条第1項又は第125条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第78条第1項若しくは第2項の申告書、第107条第1項又は第125条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

（法人税割の税率）

第22条の3 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

（法人の市民税の課税の特例）

第22条の3の2 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第11条第1項の規定により法人税割額を課される個人に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額

から、当該法人税割額に8. 4分の2. 4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 (略)

(軽自動車税の納稅義務者等)

第60条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって、課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第60条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締

から、当該法人税割額に12. 1分の2. 4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 (略)

(軽自動車税の納稅義務者等)

第60条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第60条の3 (略)

(環境性能割の課税標準)

第60条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第60条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1**
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2**
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3**

(環境性能割の徴収の方法)

第60条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。

(環境性能割の申告納付)

第60条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第3

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第60条の2 (略)

3号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第60条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第60条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第69条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第61条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第62条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

（ア）二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

（イ）三輪のもの 年額 3,900円

（ウ）四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

（ア）農耕作業用のもの 年額 2,400円

(軽自動車税の課税免除)

第61条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第62条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円	その他のもの 年額 5,900円
円	
(3) (略)	(3) (略)
(種別割)の賦課期日及び納期)	(軽自動車税)の賦課期日及び納期)
第63条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。	第63条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。	2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。
(種別割)の徴収の方法)	(軽自動車税)の徴収の方法)
第65条 種別割は、普通徴収の方法により徴収する。	第65条 軽自動車税は、普通徴収の方法により徴収する。
(種別割)に関する申告又は報告)	(軽自動車税)に関する申告又は報告)
第66条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、市長に提出しなければならない。	第66条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、市長に提出しなければならない。
2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を、市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を、市長に提出しなければならない。	3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を、市長に提出しなければならない。
4 第60条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主	4 第60条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主

主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第67条 軽自動車等の所有者等又は第60条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

(種別割の減免)

第68条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、その所有者に対して課する種別割を減免する。

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第69条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下本条において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下本条において「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下本条において「身体障害者等」という。）のために当該身体

住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第67条 軽自動車等の所有者等又は第60条の2第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者を10万円以下の過料に処する。

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第68条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち特別の事情がある軽自動車等であつて必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 (略)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第69条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下本条において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下本条において「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下本条において「身体障害者等」という。）のために当該身体

障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の形状を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

5 種別割の納稅者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項のうち市長が指定するもの並びに第

障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要があると認めるもの（1台に限る。）

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申告書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第68条第2項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の形状を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

5 軽自動車税の納稅者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項のうち市長が指定するもの並び

3項に規定する第68条第2項各号に掲げる事項のうち市長が指定するもの及び当該軽自動車等の種別に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項の申請書の提出があつたものとみなして、第1項の規定を適用する。

- 6 第2項及び第3項に規定する申請書の記載事項について、市長が記載の必要がないと認めたときは、当該記載事項のうち、個人番号又は法人番号の記載を省略することができる。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

- 2 法第445条若しくは第60条の3又は第60条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第60条の3又は第60条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～5 (略)

- 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

に第3項に規定する第68条第2項各号に掲げる事項のうち市長が指定するもの及び当該軽自動車等の種別に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項の申請書の提出があつたものとみなして、第1項の規定を適用する。

- 6 第2項に規定する申告書及び第3項に規定する申請書の記載事項について、市長が記載の必要がないと認めたときは、当該記載事項のうち、個人番号又は法人番号の記載を省略することができる。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第70条 (略)

- 2 法第443条若しくは第60条の2又は第60条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第60条の2又は第60条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～5 (略)

- 6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8 (略)

附 則

第6条 平成30年度から平成34年度まで
の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第22条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の3の2 平成22年度から**平成43年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**平成33年**までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の2及び第22条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第17条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第17条の4 市長は、当分の間、第60条の9の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第17条の5 第60条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市

第6条 削除

第7条の3の2 平成22年度から**平成41年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から**平成31年**までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の2及び第22条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収扱費の交付)

第17条の6 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第60条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第60条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税の税率の特例)

第18条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年八王子市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
第6条 平成27年3月31日以前に初めて	第6条 平成27年3月31日以前に初めて

道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る八王子市市税賦課徴収条例第62条及び附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第62条第2号ア (ウ)a	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円
第62条第2号ア (ウ)b	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円
附則第18条	第62条	八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年八王子市条例第22号。 <u>以下この条において「平成26年改正条例」という。）</u> 附則第6条の規定により読み替えて適用される第62条
附則第18条の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ) <u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第62条第2号ア(イ)</u>	3,900円 3,100円
附則第18条の表 第2号ア(ウ)	第2号ア(ウ) <u>平成26年</u>	

道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る八王子市市税賦課徴収条例第62条及び附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第18条第1項の表以外の部分	第62条	八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年八王子市条例第22号）附則第6条の規定により読み替えて適用される第62条
附則第18条第1項	第2号ア <u>八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年八王子市条例第22号）附則第6条の規定により読み替えて適用される第62条第2号ア</u>	3,900円 3,100円

第2号ア(ウ)aの項 a	改正条例附 則第6条の 規定により 読み替えて 適用される 第62条第 2号ア(ウ)a		6,900円	5,500円	10,800円	7,200円
附則第18条の表 第2号ア(ウ)bの項 b	平成26年 改正条例附 則第6条の 規定により 読み替えて 適用される 第62条第 2号ア(ウ)b		3,800円	3,000円	5,000円	4,000円

(八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 八王子市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年八王子市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
附 則			附 則		
第6条 (略)			第6条 (略)		
2～6 (略)			2～6 (略)		
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、八王子市市税賦課徴収条例第10条、第78条第4項及び第5項、第80条の2並びに第81条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、八王子市市税賦課徴収条例第10条、第78条第4項及び第5項、第80条の2並びに第81条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第10条第3号	第60条の 7第1項の 申告書、第	平成27年改正条例 附則第6条第6項の 納期限後	第10条第3号	第78条第 1項若しく は第2項の 申告書、第 107条第 1項又は第 125条第 1項若しく は第2項の	平成27年改正条例 附則第6条第6項の 納期限後
	78条第1項若しくは第2項の申告書、第107条第1項又は第125条第1項若しくは第2項の				
	07条第1項又は第1項				

	25条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後		申告書での提出期限後	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8～14 (略)			8～14 (略)	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2の改正規定並びに次条第1項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 新条例第22条の3及び第22条の3の2の規定は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。